

# 第 1 章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の背景

本市では、すべての人が性別にかかわらず、人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、家庭・地域・学校・職場などあらゆる分野でいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現を目指し、第2次日進市男女平等推進プラン（以下「第2次プラン」という。）（2011年（平成23年）策定・2016年（平成28年）中間見直し版策定）に基づき、男女共同参画施策に取り組んできました。

しかしながら、市民の意識に一定の変化はあったものの、あらゆる分野での男女平等感などは数値目標を達成するには至りませんでした。また、国が掲げる「2020年30%」目標に及ばない項目がある中で、指導的地位の女性割合の増加など、男女共同参画社会の実現に向けた兆しが見えた分野もあります。

今後も2030年に向けて、更なる取り組みを進めていく必要がありますが、2021年（令和3年）3月に第2次プランの計画期間が終了することから、本市において男女共同参画社会を実現するための取り組みを継続し、総合的、計画的に推進するため、第3次日進市男女平等推進プラン（以下「本プラン」という。）を策定します。

本プランは、日進市男女平等推進条例の8つの基本理念を柱とし、第2次プランまでの方向性を継承しつつ、社会情勢や国の動き、新たな課題などを踏まえ、施策などを精査し、実効性のある施策などを盛り込みます。

### 男女共同参画に関する年表

年	世界	日本	愛知県	日進市
平成11 1999		「男女共同参画社会基本法」成立		「男女共同参画プラン策定委員会」、「男女共同参画事業推進委員会」の設置 「男女平等に関する市民意識調査」実施
平成12 2000	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「ストーカー規制法」成立※1 「男女共同参画基本計画」策定		男女共同参画担当設置（市長公室政策推進課）
平成13 2001		「DV防止法」※2成立	「あいち男女共同参画プラン2」策定	「男女共同参画プラン」策定 「日進市男女共同参画推進懇話会」、「男女共同参画推進会議」の設置
平成14 2002			「愛知男女共同参画推進条例」施行	
平成15 2003		「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」成立		
平成16 2004		「DV防止法」改正 「育児・介護休業法」改正※3	「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定	担当部署を市長公室市民交流課に変更
平成17 2005	第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	「第2次男女共同参画基本計画」策定	「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	「男女共同参画推進条例検討委員会」設置 「男女平等に関する市民意識調査」実施
平成18 2006		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」決定 「男女雇用機会均等法」改正※4	「あいち男女共同参画プラン2」改定	担当部署を市民環境部市民交流課に変更

年		世界	日本	愛知県	日進市
平成19	2007		「DV防止法」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定	「愛知県少子化対策推進条例」施行	「日進市男女平等推進条例」施行 「日進市男女平等推進審議会」、「日進市男女平等推進苦情処理委員」の設置 日進市男女平等推進プラン策定
平成20	2008			「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(2次)」策定	
平成21	2009		「育児・介護休業法」改正		市民協働課に課名称変更 「男女平等に関する市民意識調査」実施
平成22	2010	第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	「第3次男女共同参画基本計画」策定		「第2次日進市男女平等推進プラン」策定
平成23	2011			「あいち男女共同参画プラン2011-2015」策定	
平成24	2012			「あいち仕事と生活の調和行动計画」策定	
平成25	2013		「DV防止法」改正 「ストーカー規制法」改正	「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(3次)」策定	
平成26	2014		「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定 「リベンジポルノ被害防止法」成立※5		「男女平等に関する市民意識調査」実施
平成27	2015	第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合(ニューヨーク) 「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」採択	「女性活躍推進法」成立※6 「第4次男女共同参画基本計画」策定 「女性活躍加速のための重点方針2015」策定(以降毎年策定)		
平成28	2016	G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)に合意」	「育児・介護休業法」改正 「男女雇用機会均等法」改正	「あいち男女共同参画プラン2020」策定 「あいち農山漁村男女共同参画プラン2020」策定	「第2次日進市男女平等推進プラン(中間見直し版)」策定 「職員の子育て応援計画」策定※7 「女性活躍推進法市特定事業主行動計画」策定※8
平成29	2017		「働き方改革実行計画」の策定 「SDGsアクションプラン2018」策定(以降毎年策定) 刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)		
平成30	2018		「働き方改革関連法」成立※9 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立 「セクシャル・ハラスメント対策の強化について」策定 「人づくり革命 基本構想」策定(人生100年時代構想会議)	「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(4次)」策定	
平成31/ 令和元	2019		「女性活躍推進法」改正 「DV防止法」改正		「男女平等に関する市民意識調査」実施
令和2	2020	第64回国連女性の地位委員会「第4回世界女性会議から25周年を迎えるに当たっての政治宣言」(ニューヨーク) 第75回国連総会「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」(ニューヨーク)	「災害対応力を強化する女性の視点」策定※10 「第5次男女共同参画基本計画」策定		「職員の子育て応援計画」改訂
令和3	2021			「あいち男女共同参画プラン2025」策定	「第3次日進市男女平等推進プラン」策定

※1 ストーカー行為等の規制等に関する法律 ※2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

※3 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

※4 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

※5 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 ※6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

※7 次世代育成支援対策推進法に係る特定事業主行動計画 ※8 女性職員の活躍の推進に関する日進市特定事業主行動計画

※9 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律

※10 災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

## 2 計画の位置づけ

- 本市において男女平等を推進し、男女共同参画社会を実現していくための計画
- 日進市総合計画を上位に持ち、本市の関連計画と整合性のある計画
- 男女共同参画基本法第十四条の 3 項及び日進市男女平等推進条例第十条に基づく計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第二条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画を兼ねる計画（本プラン基本目標 V）

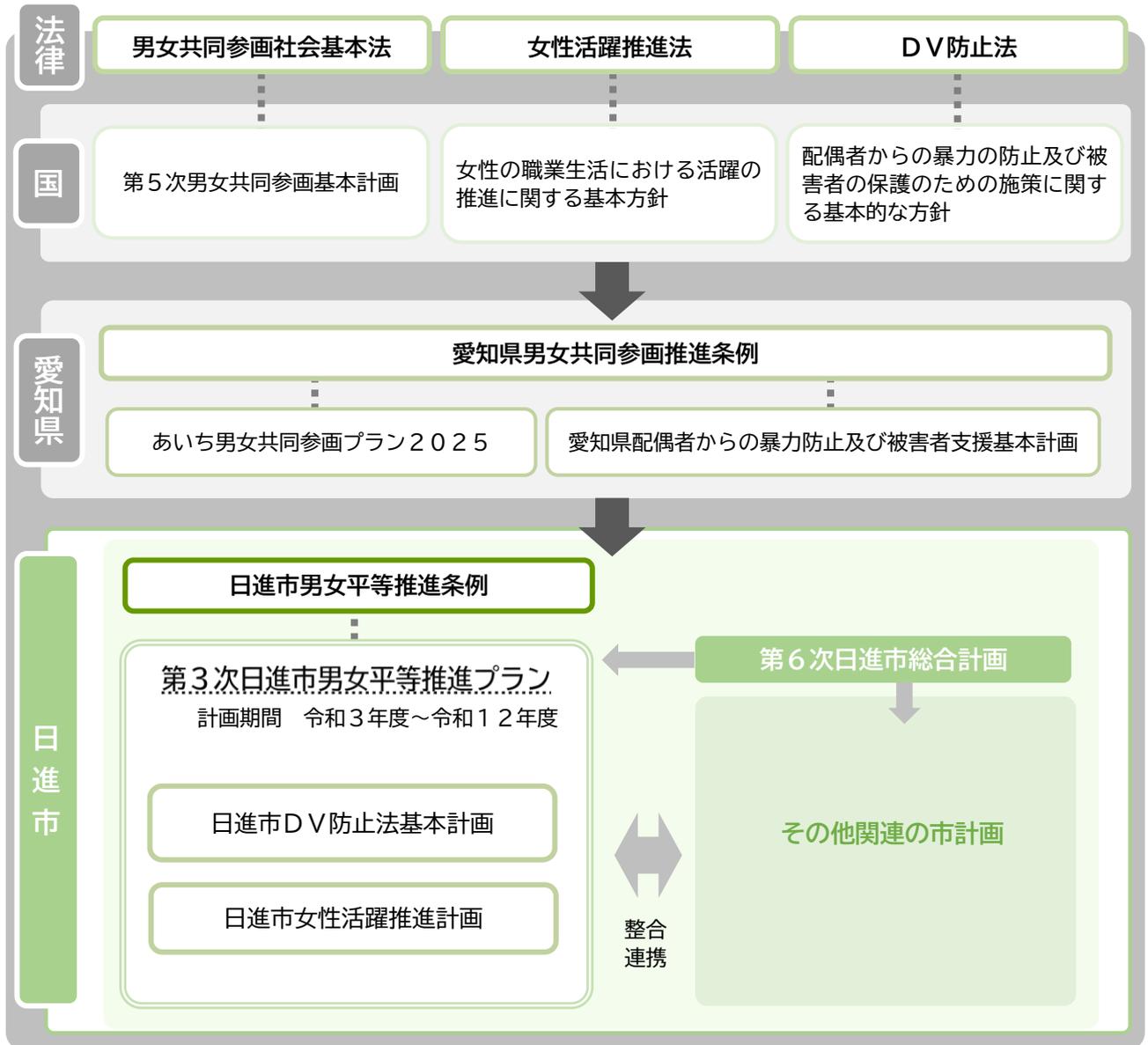
### 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」抜粋（第二条の 3）

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」第六条の 2 に基づく市町村推進計画を兼ねる計画（本プラン基本目標 III）

### 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」抜粋（第六条の 2）

市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。



### 3 計画の期間

この計画の計画期間は、2021年（令和3年）4月～2031年（令和13年）3月の10年間とします。ただし、2025年度（令和7年度）において中間見直しをするほか、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて、計画の見直しを行います。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
第3次日進市男女平等推進プラン									
前期									
				見直し	後期				